

第3回 伊東市下水道使用料等に関する検討会 会議録

1. 日 時 令和4年1月27日（木）午後1時30分～午後2時50分
2. 場 所 湯川終末処理場 中央管理棟3階会議室
3. 出席者 検討会委員 6人（3人欠席）
検討会参与 2人（企画部長、総務部長）
<事務局>
上下水道部長 下水道課長 課長補佐兼経理係長
課長補佐兼施設建設係長 技監 経理係主査 施設建設係技術員

4. 会議の内容

検討会の開催に先立ち、座長から挨拶がされた。

(1) 資料説明

①下水道使用料の推移、県内比較について

●参考資料を基に説明（事務局）

《説明要旨》

- ・本市下水道使用料の料金体系は、排水の性質に応じて水道等汚水と温泉その他汚水の2つの区分がある。水道等汚水（以下「一般汚水」）は、上水道のメーターを通過した水などが下水道に排水されたものであり、温泉その他汚水（以下「温泉汚水」）は、温泉や井戸水など上水道以外の水が下水道に排水されたものである。
- ・また、使用水量に応じて基本料金と超過料金の区分がある。基本料金は、一定の水量までは一律何円とするもので、超過料金は、基本料金の水量を上回った水量に対して賦課するもので従量制と言われている。この賦課方法は、多くの下水道事業者が採用している。
- ・温泉を下水道に排水することについては様々な考え方がある。温泉は元々自然界に存在しているものであるため、石鹼やシャンプーなどの混入がなく排水されていく温泉は下水道に排水する必要がないと考えることができる一方、温泉を側溝などに放流した場合、河川や海などに流れることになり、温泉に含まれる成分などにより水質に影響を与える可能性が考えられる。また、温泉の成分により下水

- 道管の腐食や処理場における微生物の働きを弱めてしまうなどの影響も考えられる。本市の下水道の供用開始時点において温泉を下水道に排水することになった経緯は不明であるが、様々な成分を含んでいる温泉を下水道で処理することにより、本市の大切な資源である海や川などの公共用水域の水質保全に役立っている。
- ・ 公共下水道を供用開始した昭和49年度の料金体系は、一般汚水が一律月額15円、温泉汚水が一律月額1円であった。
 - ・ 第1回の料金改定を行った昭和55年度に、10^mを超えた水量に対する超過料金の賦課が始まり、一般汚水は基本料金月額200円、超過料金1^m30円、温泉汚水は基本料金月額250円、超過料金1^m5円となった。
 - ・ 第2回の料金改定は昭和60年度から昭和62年度までの3年間にかけて段階的に行い、昭和62年度の料金は、一般汚水は基本料金月額460円、超過料金1^m70円、温泉汚水は基本料金月額550円、超過料金1^m11円となった。
 - ・ 第3回の料金改定は平成9年度から平成12年度までの4年間にかけて段階的に行い、平成12年度の料金は、一般汚水は基本料金月額550円、超過料金1^m81円、温泉汚水は基本料金月額660円、超過料金1^m14円となった。
 - ・ 直近となる第4回の料金改定は平成23年度から平成25年度までの3年間にかけて行い、それまで超過料金は10^mを超えた分について1^m当たり一定の金額で賦課していたものを、1^m当たりの金額を水量の区分ごとに設定する累進制を導入した。この累進制は使用水量が多くなればなるほど料金単価が高くなるものであり、使用水量が多くなることにより下水道施設に掛かる負担も大きくなることから、下水道施設の維持管理費に転嫁することを目的として累進制を採用している事業者が多く見られる。平成23年度の料金は、一般汚水は基本料金月額700円、従量料金1^m85円（11^m～50^m）・86円（51^m～250^m）・87円（251^m～）、温泉汚水は基本料金月額750円、超過料金1^m15円（51^m～500^m）・16円（501^m～）となり、平成25年度から現行の料金となっている。
 - ・ 静岡県内28市町の下水道事業者における下水道使用料の料金体系を基に、月20^mの水を使用した際の一般汚水に掛かる使用料金を比較すると、本市の1,750円は下から4番目の安さとなっている。
 - ・ 多くの事業者が本市と同様の従量累進制を採用しており、水量の区分や金額の設

定は事業者の実態により異なっているものの、従量料金単価をおおむね100円～百数十円としている事業者が多い中、本市の従量料金単価は97円以下であることから、県内でも低い設定となっている状況である。

- ・下水道使用料が安いということは、利用者される方にとっては費用負担が少なくなるため良いことであるが、その安い使用料で健全な事業運営が行われているのかが重要である。

《質疑・応答》

■ただいま事務局から説明がありましたが、本市の下水道使用料の仕組みと、使用料水準が他の事業者と比べて著しく低い設定であることが見て取れたかと思えます。

ただいまの事務局からの説明について質問などございましたら、お願いいたします。(座長)

- 委員から、意見、質問等はなかった。

②経営分析について

■先ほどの説明で、本市の下水道使用料は他の事業者（県内28市町）と比較して低い水準であるとのことでしたが、この水準で健全な経営が行われているのかが重要となってまいります。このことについて、指標に基づく経営分析を事務局から説明いたします。(座長)

- 参考資料を基に説明（事務局）

《説明要旨》

- ・経営分析とは、総務省が定めた手法により、決算値を様々な指標に置き換えることで経営状況を「見える化」したものである。この経営分析を行うことにより、他団体との経営比較が行えるようになり、今後の経営方針の参考とすることが可能になる。
- ・使用料単価は、使用料対象水量1m³当たりの使用料収入額で、この数値が高いほど料金水準が高いとされる指標である。令和2年度決算値による本市の使用料単価は70.8円である。
- ・汚水処理原価は、有収水量1m³当たりの汚水処理に要した費用で、汚水処理に掛かるコストを表した指標である。令和2年度決算値による本市の汚水処理原価は136.7円である。
- ・経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているのかを

表した指標であり、使用料水準などを評価することができる指標である。令和2年度決算値による本市の経費回収率は51.8%である。本来であれば100%以上であることが必要とされるこの指標から、本市は約半分しか使用料で回収できていないことが分かり、100%に対し不足している約48%は基準外の繰入金で補填している状況である。

- 本市の経費回収率について、総務省が集計している令和元年度決算の公営企業決算統計に基づく県内下水道事業者の経費回収率と比較してみると、公共下水道の区分では、本市の経費回収率は49.63%であり、下から3番目の低さとなっている。経費回収率が100%以上の事業者は3事業者のみとなっており、下水道事業における設備投資や維持管理費などの費用負担が、どの事業者においても課題となっていることが表れている。
- 特定環境保全公共下水道の区分では、本市の経費回収率は65.28%であり、15市町中、下から5番目の低さとなっている。経費回収率が100%以上の事業者は1事業者のみである。
- 本市の経費回収率を一般汚水と温泉汚水に区分して見てみると、公共下水道の一般汚水と温泉汚水の合計は51.1%であり、一般汚水は72.7%、温泉汚水は15.7%である。
- 温泉汚水が非常に低い数値となっている理由は、温泉汚水の料金設定が低いためであり、一般汚水も温泉汚水も、その処理行程に違いはなく同様の汚水処理を施すものであるが、回収する使用料の設定に差が生じていることが、経費回収率を低くしている要因である。
- 指標を活用することにより、他の事業者と比較した場合の本市の料金水準や本市の経費回収率がなぜ低いのかが見えるようになる。これらの指標により、本市の経営は、健全には程遠い状況であることが分かる。
- 経営改善を図る手法としては、経費削減策も重要であるが、汚水処理に要する費用は大きな変動がなく、経費回収率を大幅に引き上げる効果までは期待できないことから、経費回収率を引き上げ、健全な経営に近づけるためには、使用料の改定が必須であると考えられる。

《質疑・応答》

- 事務局から、経営分析について、具体的な説明がありました。

前回の説明の際、適正な経費負担で賄えていない部分を基準外の繰入金で補填しているとのことでしたが、この指標により、どのような要因で財源が賄えていないのか実態が見えてくる内容でした。

さらには、料金設定の水準が低く、その経営も厳しい状況であることから、事務局からは使用料の改定が必須であるとの説明がありましたが、皆さんのご意見をお聞かせ願います。(座長)

■使用料の改定の方向性が示されておりまして、その必要性は認識していますけど、このコロナ禍の中で、観光業を主体としている本市において、その影響を大きく受けている事業者や市民がいるかと思えます。まだ先が見えない状況下で使用料の引き上げを行うことは、事業者や市民から理解を得るのが難しいことになるのではないかと心配しますが、その辺りはどのように考えているのでしょうか。(座長)

○座長がおっしゃるように、現在、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、市内経済は大きな影響を受けており、その影響は本事業における使用水量と料金収入の減少に表れております。しかし、これまでにも説明したとおり、本事業の経営状況は健全とは言い難く、経営改善に着手しなければならない状況となっております。

この後にも説明をさせていただきますが、使用料を引き上げる場合においても、その負担が特定の事業者などに偏らないような方法も提示させていただく中で、理解を得られるように努めてまいりたいと考えております。(事務局)

■ただいまの説明について、委員の皆様から質問などありますか。(座長)

■関係団体の委員にお伺いしたいのですが、商工会議所におきまして、市内経済が新型コロナウイルスの影響をどのように受けているかなど、可能な範囲でお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。(座長)

★皆さんもこのコロナの状況を重々御承知でいらっしゃると思えますし、これほど長引くとは誰も予想していなかったと思えます。

市内の状況をお話する前に、私も仕事の中で、資料の説明で出てきた経営改善みたいなものを、市内の事業所の皆さんに経営を良くする仕事をしている上で言うと、今の説明が実によく分かるところです。では、どうするのかというところもおのずと見えてきますので、致し方ないなというのが前提としてですけど、市内の事業所さんに見れば経費負担の増加になりますし、市民生活の中でも私も含めてですけど安いに越したことはないところではあると思えます。今のこの状況の中では、

値上げという言葉に対してはシビアであると思いますので、非常に厳しい状況の中で選択をしなければならないのかなと思います。

市内経済の状況は全般的に非常に厳しく、物流の問題や原油価格の高騰もあって、それらの原因もコロナの影響を受けている面もありますが、この先もコロナだけではないより一層の厳しさが見えています。

私から事業所さんの具体的な状況は説明しにくいですが、事業者の委員さんから直接細かいお話が聞けるのではないかと思います。(A委員)

★私どもは、どの事業所も確実に水道を必要としていますので、この問題に直結している業界です。

確かに下水道事業の経営状況が悪いというのは理解いたしますが、先ほど座長もA委員もおっしゃったように、今はコロナによる非常事態だと思います。東日本大震災の時に給食費の値上げを1年間見送ったことがあったと思います。その時の状況において値上げは芳しくないという判断をした経緯だったと思います。

こういう経営状況ですので、値上げをするのはやぶさかではないと思いますが、このコロナという非常事態において、タイミングを計っていただきたいなと思います。段階的に値上げするにしても、今やったら多分市民から反感を買うでしょうし、何年後をめどにやるのか、落ち着いたらやるのか、これからの値上げの考え方に考慮していただきたいということを、我々の業界としては思います。(B委員)

★今お話がされた状況とほぼ同じ状況です。

市民感情からしますと、ただでさえ民間事業所の収益が減っている中での値上げは厳しいと思いますが、現状は捉えなければならない部分があるかと思いますが、どこかのタイミングで値上げをお示しすることになると思いますが、そのタイミングを見計らって伝えるべきだと思いますし、出るものを抑えるというのが大前提だと思いますので、不要な経費を徹底的に抑える必要があると思います。

この検討会の委員となって、例えば油を捨てる時に気をつけようという知識も賜りましたので、そういった周知活動も必要だと思います。(C委員)

■各団体もコロナ禍の中で苦しい状況であることがわかりました。一方では、下水道の経営状況も考えて、どうしたらいいかというところだと思います。(座長)

●他に質問なく質疑終了

③料金改定シミュレーションについて①

■経営分析の説明において、本市の下水道使用料の水準は低い状況であり、健全な経営を行うには、適正な金額になっていないということが見て取れました。このような現状であるため、事務局から使用料の引き上げについての方向性が示されたところであります。

引き上げのシミュレーションを説明する前に、前回の検討会におきまして、経費回収率を100%とした場合の料金水準を示すよう委員から意見がありましたので、まずは、そのシミュレーションについて、事務局から説明いたします。(座長)

●参考資料を基に説明 (事務局)

《説明要旨》

- ・ 現行の料金構成割合は、令和2年度決算値で、一般汚水は、基本料金が32%、従量料金が21～100m³の区分で30%、101～500m³の区分で12%、501m³以上の区分で26%となっており、温泉汚水は、基本料金が18%、従量料金が101～1,000m³の区分で20%、1,001m³以上の区分で62%となっている。
- ・ 経費回収率を100%とするため、令和2年度決算値の汚水処理費657,057,000円を使用料で回収する場合、一般汚水が約5億9千万円、温泉汚水が約7千万円と算出され、一般汚水は約2億8千万円、温泉汚水は約3千3百万円、合計で約3億1千6百万円の増額が必要となる。
- ・ 基本料金と従量料金の改定額を算出してみると、一般汚水は、基本料金が800円から1,560円へ引き上げとなり、従量料金も各段階90円を上回る引き上げとなる。温泉汚水は、基本料金が850円から1,564円へ引き上げとなり、従量料金も各段階35円を上回る引き上げとなる。
- ・ 使用水量ごとの料金は、一般汚水を月20m³使用した場合は、現行の1,750円から3,410円へ1,660円の引き上げとなり、年額約2万円の引き上げとなる。また、月100m³使用した場合は、現行の9,400円から18,310円へ8,910円の引き上げとなり、年額約11万円の引き上げとなる。使用水量によって引き上げ額は変わるが、おおむね現行料金の2倍の金額となる。
- ・ この料金設定で県内下水道事業者と比較した場合、月20m³当たりの使用料が1,750円から3,410円となり、県内で一番高い水準となる。
- ・ このような料金設定を早急に行うことは現実的ではないが、経費回収率100%

を達成するためには、いずれはこの水準まで料金を引き上げる必要があることが
見えてくる指標となっている。

《質疑・応答》

■事務局から経費回収率100%を目指す場合のモデルが提示されました。これは
現実的ではないとのことですが、現行の使用料の2倍となる金額を設定する必要が
あるということに驚きを感じるとともに、現行使用料の設定が余りにも低い状況で
あるということを再認識しました。ここまで使用料を引き上げないと、経費回収率
は100%にならないとのことです。

委員の皆さんにおかれましては、下水道を利用している方とそうでない方もいら
っしゃるかと思しますので、利用されていない方につきましては、実際に使用して
いる電気・ガス・水道などの公共料金がモデルのような割合で引き上げられたとの
想定で、この費用負担の増加についてどのように感じられるかについて、御意見を
お伺いしたいと思います。(座長)

★私は下水道の使用はありませんが、公共料金の負担が倍にもなってしまうという
ことが、資料を見てわかりました。(D委員)

●他に質問なく質疑終了

④料金改定シミュレーションについて②

■先ほどは経費回収率100%を目指した場合の説明でありましたが、現実問題と
して、経営改善を必要としている下水道事業において、どのような料金設定を検討
しているのかを示してもらう必要があると思いますので、事務局から現実的な案の
説明をお願いします。(座長)

●参考資料を基に説明 (事務局)

- ・経営改善を目指すための使用料設定の考え方は、令和3年度から令和12年度ま
でを計画期間とした公共下水道事業経営戦略の中で、「令和2年度予算において、
事業安定のため一般会計から補助金(基準外繰入金)を約4.7億円受けており、
今後も増加していくことが見込まれます。表3-5で示すように、現状の料金設
定では、令和4年度に基準外繰入金の割合が50%を上回り、令和9年度には5
7%になることが見込まれます。」また、「本計画期間中において、使用料対象経
費を全て使用料で賄い、さらには基準外繰入金の割合を0%にするには大幅な料
金改定を要することとなり、実現は困難な状況であることから、当面の目標とし

て、令和4年度以降の基準外繰入金の割合を50%以内に抑えていくこととし、使用料金の設定を検討してまいります。」と記載している。

- ・また、改定率については、「当該目標を達成するには、30%以上の改定率が必要となりますが、前回（平成23年度から平成25年度）の改定率の26.4%を大幅に上回るものであり、使用者にとっても大きな負担となります。このため、本計画期間中での改定率を上限30%に設定し、本計画策定後の推移を考慮しながら、更なる見直しを検討してまいります。」と記載している。
- ・改定率を経営戦略の中で示している30%とした場合、令和2年度決算値の下水道使用料340,328,039円の30%に相当する約1億2百万円を引き上げることとなり、現行の賦課割合で各段階の金額を引き上げるモデルと、基本料金のみを引き上げるモデルの2つを作成した。
- ・一般汚水を月20m³使用した場合、現行の賦課割合で引き上げるモデルでは現行の1,750円から2,300円へ550円の引き上げとなり、基本料金のみを引き上げるモデルでは2,540円へ790円の引き上げとなる。また、月100m³使用した場合は、現行の賦課割合で引き上げるモデルでは現行の9,400円から12,350円へ2,950円の引き上げとなり、基本料金のみを引き上げるモデルでは10,190円へ790円の引き上げとなる。
- ・現行の賦課割合で引き上げるモデルでは、使用水量の増加に伴って引き上げ額も上昇していくが、基本料金のみを引き上げるモデルでは、使用水量にかかわらず、一般家庭でも大規模事業所でも一律に月790円、年間で9,480円の引き上げとなる。
- ・基本料金を一律に790円引き上げるとは、各利用者均等な引き上げとなる点では公平と見ることができるとは、月20m³の利用者が1,750円から2,540円への引き上げにより約45%の増加となる一方、月1,000m³の利用者が96,550円から97,340円への引き上げにより約0.8%の増加となることから、増加率という点では公平性に欠けているという見方もできる。
- ・現行の使用料の賦課割合を見てみると、一般汚水では月501m³以上の割合が26%となっている。主な使用者は飲食店や観光・宿泊施設になるが、これらの事業者は新型コロナウイルスによる観光客数の減少の影響を大きく受けていると考えられる。もし従来の料金構成割合を基に従量料金部分を引き上げてしまうと、

事業収入が落ち込んでいる一方で経費の増加を強いることとなり、特に観光業が多くを占める本市の産業形態から、市内経済に大きな影響を与えることになることが考えられる。

- ・しかし、下水道事業においても、このままでは一般会計からの基準外の繰入金が増加していき一方であり、このような厳しい社会情勢においても経営改善に向けた取組を進めていかなければならない状況である。
- ・このような状況から、使用料を引き上げる際、料金体系表の上位に位置する下水道利用者に大きな負担を掛けることにより経営困難に陥るなどの事態を避けるための方法として、基本料金のみを一律に引き上げるモデルを作成した。
- ・下水道使用料の料金設定の考え方は、使用料対象経費の配賦を考慮し、そのベースとなるのが需要家費、固定費、変動費である。需要家費は、下水道使用水量の多寡に係わりなく下水道の利用者に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係の費用（メーター検針などの経費）を指している。固定費は、下水道使用水量及び利用者数の多寡に係わりなく固定的に必要とされる費用であり、主に資本費や人件費を指している。変動費は、下水道使用水量及び利用者数の多寡に応じて変動する経費（電気代などの動力費や薬品費）などを指している。
- ・需要家費及び固定費を基本料金として賦課するのが適当といわれているが、下水道事業においては、使用料対比に占める固定費の割合が極めて大きいことから、全てを基本料金に賦課すると膨大な金額になってしまうため、その一部を基本料金として賦課し、その他を従量料金として賦課することが妥当と考えられている。
- ・本市の令和5年度から令和9年度までの5年間における経費の割合のシミュレーションによると、需要家費が1.9%、固定費が97.9%、変動費が0.2%となっており、固定費が大部分を占めている。固定費は事業の好不調の影響を余り受けず、その事業を展開していく中で必然的に発生する経費であることから、固定費に充てる財源を確保することが重要である。
- ・月額基本料金を算出するシミュレーションによると、本市では月1,600円と算出されることから、現行の基本料金の800円という設定が著しく低いということが表れている。
- ・県内下水道事業者と比較してみても、本市は10m³まで800円の基本料金であることから1m³当たり80円となるが、この金額は県内で下から4番目の低さと

なっている。

- ・これらの状況から、固定費に充当する基本料金を適正な水準にまで引き上げ、土台作りをしっかりと行うことで、経営基盤の強化につながるものと考えられることから、料金改定を行う際には、基本料金のみを引き上げを重点に置くことも視野に入れる必要があると考えられる。

《質疑・応答》

■経営戦略では使用料の引き上げ上限を30%としており、シミュレーションでは約1億円の増額になるということでした。この1億円を増額する方法として、現行使用料の賦課割合で行うパターンと、基本料金を一律に引き上げるパターンの2つのモデルの説明がありました。

私は一見して基本料金のみを上げるパターンは不公平かと思いましたが、社会情勢や基本料金が低い状況から、そのような考え方もあるのだなと思いました。

先ほど、現行賦課割合で30%引き上げた際の料金比較を皆さんにも行っていただきましたが、2つのモデルパターンを比較してみてどのように感じられたか、皆さんの御意見を伺いたいと思います。(座長)

★使った分だけ払いたいという気持ちですので、現行の割合で上げる方が受け入れやすいです。基本料金のみ上げるパターンですと、取りあえず水道を使えるようにしている方への影響が心配です。(E委員)

★現行の割合で値上げをした場合、下水道の区域内にある私の事業所は年間7万円上がることとなります。区域外にある事業所も含めるとした場合は何十万円単位の値上げになるのかなと思います。我々の業界は皆さん水を使いますので、極力抑えたいところだと思います。私の事業所よりももっと水を使う事業所では、何十万円単位を超える値上げになりますので、なかなか納得しづらいのではないかと思います。

私の事業所1軒でこのくらいの値上げですので、業界全体としてはかなりの金額になると思います。順序立てていくのであれば、先に基本料金だけ上げて、次に従量の方へ移っていただければありがたいです。

特に多くの水を使用する事業所の値上げ額の大きさを考えると、観光業界にかなりの負担を強いられると思います。(B委員)

■地元の浴場は、温泉排水も含めて2か月で6万円ほど払っています。政策的なも

ので温泉排水の料金が安くなっているようですが、値上げをすると10万円近くになります。(座長)

★基本料金のみを引き上げる場合の790円について、その一部の何百円を基本料金で上げて、残りの部分を従量料金で上げるような、併用する形も可能でしょうか。

(A委員)

○それも当然可能です。今回提示したのは両極端の2つのパターンになりますが、基本料金を引き上げつつ、従量料金も少しずつ引き上げる形が本来あるべき形であると考えております。皆様がイメージしやすいように両極端なものを提示させていただいたものです。今後料金の改定となっていく場合には、市の方でも検討をしていきますが、基本料金だけの引き上げになる可能性は低いものと思います。料金改定で同じ1億円を集めるとしても、このような方法があるということを提示させていただいたものであります。(事務局)

★料金が上がるのはやぶさかではないですけど、例えば静岡県内での平均値を出して、その平均値に当てはめてシミュレーションをすれば、県の平均値ですよと説明しやすいと思います。使用水量の区分によって、値上げ額がどの程度高くなるか安くなるかわからないですけど、県内の平均に合わせて賦課を考えていくやり方も1つあるかなと思います。(B委員)

○基本料金の平均というものではありませんが、国からの指導としては、使用料単価が150円になるまで料金を引き上げる努力をするように言われています。今の本市におきましては70.6円となっていますので、半分以下の水準になっている状況です。

ただ、国が言う150円を設定している団体がどのくらいあるかというのと、先ほどの資料で御案内したとおり、県内市町の状況を見ても150円を超えている自治体はなかなかない厳しい状況であります。その中でも伊東市は低過ぎであり、国から経営努力が足りないのではないかと見られている状況であります。(事務局)

■先ほど市内経済の話もありましたが、料金改定をする場合、従前と同じように何年かにわたって分割して値上げする形になるのでしょうか。(座長)

○資料の1ページで御案内したとおり、近年では10年程度に1回のペースで改定をしていますが、国の指針としては、使用料は3年から5年までの間で見直しをなさうということがうたわれております。

健全な経営ができている自治体であれば、この3年から5年までの間で、今の料金設定で利益が出せているのか出せていないのかを中長期的な目線で見ながらシミュレーションをして、例えば10年後に利益がマイナス何%になるのか、その時に慌てないように前もって料金設定を変えていこうというのが、本来あるべき姿です。

ただ、本市においては、利益となっているものも、本来の使用料で賄えているものではなく、一般会計からの補助を受けている利益であり、この先の利益がどの程度減るのか試算が出しにくい状況でありますので、まずは基準外の繰入金金を削減する方向性で考えております。

今後も5年に1度くらいは料金設定の見直しを行い、更なる基準外繰入金金の削減に向けた新たな経営改善の手法を常に考えていかなければならないという認識でおります。経営戦略では令和5年度に料金改定を計画している旨を記載しておりますが、仮に5年度に実施した場合であっても、その5年後の令和10年度にはまた料金改定に着手しなければならないというようなことを繰り返していく状況になっていくと思います。(事務局)

■5年ごとに改定をするようになるということですが、近年の改定のように1回の改定で3年から4年にかけて段階的に行うとなると、値上げが毎年行われるようになるのでしょうか。(座長)

○なるべくそういったことは避けたいと考えておりますので、そうならないような設定を直近の改定でしなければいけないのではないかなと考えております。1億円の引き上げを5年かけて行うこととして、また5年後に同じように引き上げをすることになると、座長がおっしゃったように毎年引き上げとなり、なかなか感情的にも難しいものがあると思います。

そうならないようにするための料金改定の内容として、例えば5年にかけてではなく3年で一度区切り、少し間を置いて次の改定を行っていくという形も考えられます。このことから、次の改定が重要なポイントになってくるものと考えております。先ほどB委員がおっしゃったように、まず基本料金を上げて経営基盤の底の部分を構築して、段階的に従量料金の設定を変えていく方法など、様々な改定の設定プランがありますので、なるべく値上げが慢性化にならないような料金設定を考えてまいります。

ただ、次の改定で30%の改定率で1億円を引き上げたとしても、まだ経費

回収率は100%に全然届かない状況ですので、極論としては、経費回収率が100%になるまで料金改定は続けていかなければならないという現状です。(事務局)

●他に質問なく質疑終了

(2) その他

① 委員からの質問等

■本日の内容を総括しますと、経営分析による本市の経費回収率は、他の事業者と比較しても低い数値であり、その要因として下水道使用料が適正な水準ではないということ、経営改善策として使用料の引き上げを行う必要があるということ、経営戦略では使用料引き上げの上限は30%としており、金額にして約1億円の増額を目指していること、料金改定を行うことになった場合のモデルとして2つのパターンをイメージしていること、以上について検討を行いました。

地方公営企業として「独立採算制の原則」や「経費負担の原則」の適正化を目指すには、経営改善に向けた取組を実施していく必要があるということが理解できましたが、健全化にはまだまだ時間を要すると感じました。

以上で本日の資料説明は終了となりますが、この他の件で御質問や御意見などございますか。前回の説明に対する質問事項や改めて感じたこと、これまでの説明以外に事務局に聞きたいことなどありましたら、お願いいたします。(座長)

★A町の下水道使用料が安い理由は何でしょうか。伊東市は1,750円で大変な状況ですが、A町は1,500円となっているのは、企業がある関係でしょうか。普通でいけばとても採算性が合わないと思います。調べて理由がわかれば、次回の会議でお知らせください。(B委員)

○承知しました。指標等を調べてみます。(事務局)

② 事務局からの連絡事項

次回開催は、3月中旬の午後に予定している。

以上